

令和5年第9回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年9月19日(火)午後1時30分から午後1時46分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 6名

農地利用最適化推進委員 4名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	欠席
7番	後藤 一茂	欠席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	欠席
3区	岡田 義隆	欠席
3区	加藤 博	欠席
4区	小野 裕康	欠席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席
7区	渡部 和志	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
1番	星 美代子
4番	川上 敦史

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和5年第9回総会までの主な行事について

報告第 2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について

議案第36号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について

議案第37号 新地農業振興地域整備計画の変更(案)に係る意見について

会 長 　　ただいまより令和5年第9回農業委員会総会を開催いたします。

会 長 　　(あいさつ)

会 長 　　次第3の議事録署名人の指名についてですが、1番 星美代子 委員と4番 川上敦史 委員にお願いします。

　　なお、今日の欠席は、6番 荒 勇一郎 委員、7番 後藤一茂 委員、2区 横山 智 委員、3区 岡田義隆 委員、3区 加藤 博 委員、4区 小野裕康 委員で、農業委員2名、推進委員4名の6名が欠席となっております。

　　この時期、農作業等いろいろなものとぶつかることがあると思いますが、農業委員会会議では大切な議決もありますので、できる限り参加できるようにこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 　　それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和5年第9回総会までの主な行事について、事務局より報告願ひます。

事 務 局 　　報告第1号令和5年第9回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

　　8月21日、地域計画の策定に向けた研修会が南相馬市で開催され菅野が出席しております。

　　8月22日、農地パトロール3区、町内において、清野職務代理、岡田委員、事務局で実施しております。

　　8月24日、農地パトロール6区、町内において、阿部庄一委員、阿部謙一委員、星委員、石田委員、事務局で実施しております。

　　8月28日、農地中間管理事業事務手続き説明会がWEB会議でおこなわれ、役場にて菅野と常陸係長が出席しております。

　　8月30日、農地パトロール3区、町内において、清野職務代理、岡田委員、加藤委員、事務局で実施しております。

　　9月5日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が福島市で開催され、永澤委員、阿部謙一委員、吉田委員、渡部委員、事務局で出席しております。

　　9月7日から22日まで新地町議会定例会が役場で開催されておりました、事務局長が対応しております。

　　また、9月11日には、決算審査特別委員会が行われ、事務局長、菅野、常陸係長が出席しております。

　　9月8日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、荒委員、永澤委員、吉田委員、渡部委員、事務局で調査を実施しております。

　　以上です。

会 長 　　ただいま事務局から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　報告第2号、農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について、事務局より報告願います。

事務局 　　報告第2号、農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について、説明いたします。これについては、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、200㎡未満の農地を、農業用施設に供する場合は、農地転用制限の例外規定により届出として提出されたものであります。

1番について説明いたします。議案は2ページと資料1ページから4ページになります。届出人と届出のあった農地は、議案に記載のとおりであります。届出の内容は、農業用倉庫として利用するためであります。利用期間は20年間となっております。以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から報告第2号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。

会 長 　　議案第36号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番を事務局より説明を求めます。

事務局 　　議案第36号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、1番をご説明いたします。これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

議案は3ページになります。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があれば
お受けいたします。何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　　異議なしと認め、議案第36号 農用地利用集積計画（案）に係る意見に
ついて、利用権設定の1番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見
を送付いたします。

会 長 　　議案第37号 新地農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見につ
いて、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第37号 新地町農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見につ
いて、事務局より説明いたします。これについては、農業振興地域の整備に
関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、新地町長より農業委員会に
対し計画変更案に関する意見を求められているため提出するものでありま
す。

1番について説明いたします。議案の4ページ、資料は5ページから7ペ
ージになります。申請人の土地所有者と事業計画者、計画を変更する申請地
は、議案に記載のとおりであります。変更の内容については、申請地を個人
住宅とする目的で申請されたものです。防除施設の概要については、議案に
記載のとおりであります。申請地の農地区分については、道路によって区画
されたエリアの面積に占める宅地の割合が40%を超えたことから、第3種
農地と判断されます。第3種農地であるため、農地転用許可の可能性はある
と判断されます。

2番について説明いたします。議案の4ページ、資料は8ページから10
ページになります。申請人の土地所有者と事業計画者、計画を変更する申請
地は、議案に記載のとおりであります。変更の内容については、申請地を農
家住宅とする目的で申請されたものです。防除施設の概要については、議案
に記載のとおりであります。申請地の農地区分については、農地の集団性も
なく農業公共投資の対象になっていないことから、第2種農地と判断されま
す。他に適した土地を見つけられなかったことから、農地転用許可の可能性
はあると判断されます。

3番について説明いたします。議案の4ページ、資料は11ページから

13ページになります。申請人の土地所有者と事業計画者、計画を変更する申請地は、議案に記載のとおりであります。変更の内容については、申請地を個人住宅とする目的で申請されたものです。防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから、第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、農地転用許可の可能性はあると判断されます。以上でございます。

会 長 この件に関しましては、9月8日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

永澤委員 議案第37号 新地農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、9月8日に荒勇一郎委員、吉田栄喜委員、渡部和志委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明します。議案4ページ及び資料の5ページから7ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料5ページから6ページの記載とおりで、現地は平坦な土地であります。農用地区域の除外目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

2番を説明します。議案4ページ及び資料の8ページから10ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料8ページから9ページに記載のとおりで、現地は平坦な土地であります。農用地区域の除外目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

3番を説明します。議案5ページ及び資料の11ページから13ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料11ページから12ページに記載のとおりで、現地は平坦な土地であります。農用地区域の除外目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、何か補足説明があればお願いします。

〔発言する人なし〕

会 長 それでは、議案第37号の1番から3番について、質疑にはいります。何かご質問、ご意見のある方はお受けいたします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、議案第37号の1番から3番を原案どおり承認することに、異議ありませんか

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第37号新地農業振興地域整備計画の変更(案)に係る意見について、1番から3番は原案のとおり承認し、「支障なし」で新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第9回農業委員会総会を閉会いたします。